

## 令和 5 年度射水市ひきこもり支援対策事業（案）

## 1 ひきこもり当事者及び家族のサポート事業

## (1) 相談事業

## ア 射水市ふくし総合相談センターすてっぷ

|      |   |
|------|---|
| 開設場所 | 社会福祉法人射水市社会福祉協議会内<br>(射水市戸破 4 2 0 0 番地 1 1 救急薬品市民交流プラザ 2 階) |
| 開所日時 | 月曜から金曜日まで (土日、祝日、年末年始を除く。)<br>午前 9 時～午後 5 時                 |
| 電 話  | 5 5 - 5 2 0 4 (ひきこもり相談専用回線)                                 |

## イ 専門相談会の開催

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士など有資格者やひきこもり支援に携わる専門職による当事者及び家族相談会を開催する。

- ・毎月第 2 火曜日 午後 1 時 3 0 分～4 時 3 0 分
- ・年間 1 2 回 (救急薬品市民交流プラザ 9 回、新湊交流会館 3 回)

## ウ 出張相談 (新規)

移動手段がなく相談に来られない方のために地域に出向き相談できる場所を設けるため、大門地区 (大門総合会館)、大島地区 (大島コミュニティセンター)、下地区 (下村コミュニティセンター) で、各 1 回専門相談会を開催する。

## (2) 居場所 (すてっぷカフェ) の提供

ひきこもりなど生きづらさを抱える方が集い自由に過ごせる場所を開設する。抱えている悩みを話す、ゲームや読書をする、何もしない等、それぞれの目的で過ごすことができる場所づくりを行う。

- ・毎月第 3 木曜日 午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分
- ・年間 1 2 回 (救急薬品市民交流プラザ)

## (3) 家族の交流場所 (すてっぷカフェ家族会) の提供

当事者の家族が集える場所 (すてっぷカフェ家族会) を開設する。

家族同士の交流だけでなく、専門機関の有資格者を招き、ご家族に向けた学びの時間を設ける勉強会を年 3 回行う。

- ・毎月第 4 土曜日 午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分
- ・年間 1 2 回 (うち、勉強会 3 回含む)

## (4) 事業の周知啓発及び情報発信

「すてっぷ」の周知や、専門相談会、すてっぷカフェ、ひきこもりサポーター養成講座の開催に関する情報発信を行うことにより、当事者や家族の安心、市民への意識啓発につなげる。

- ア 広報紙（市報、社協広報）
- イ ホームページ、ケーブルテレビ、チラシの配布等
- ウ 市LINE公式アカウント、ツイッターを活用した情報発信
- エ 会議、研修会等での事業説明

(5) ひきこもりサポーターの養成

ひきこもりの状態にある方及びその家族を孤立させないため、ひきこもりとその支援に対する正しい知識や理解を深め、地域の良き理解者・支援者の養成を行う。

ア ひきこもりサポーター養成研修 1回開催

ひきこもり支援に関心があり、市内でサポーター活動を行う見込みがある方を対象として実施する。

イ ひきこもりサポーターフォローアップ研修 1回開催

サポーター登録者を対象とした研修を開催し、ひきこもり支援の資質向上を図る。

ウ ひきこもりサポーター勉強会

事例を通じた対話・傾聴、寄り添う技術等を学び、資質向上を図る。

(6) ひきこもりサポーターの派遣

当事者や家族の居場所である「すてっぷカフェ」の運営へ参加してもらい、その中でサポーター活動の取り組みを推進する。

## 2 当事者の自立支援

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアプローチを主体に、定期的な訪問や連絡を継続し、より丁寧な支援を実施する。

(2) 就労準備支援事業（生活自立支援、社会参加支援等）

当事者のニーズや状態に応じた支援ができるよう、事業所や一般企業等にも働きかけ、協力事業所の確保を行う等、活用できる様々な選択肢を用意する。

## 3 ひきこもりワーキング部会

目的 当事者等が抱える課題等の解決、当事者等への切れ目のない多様な支援を行うにあたり、本協議会と連携し、ひきこもりに関する理解や支援の推進に向けた協議を行う。

協議内容

- (1) 支援者間における情報共有の方法
- (2) 多職種による支援の役割分担の検討
- (3) 事業等の実施に関する打合せ

開催回数 随時